

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
米子市	春日地区 (豊田、十日市、下新印、赤井手、一部、水浜、東八幡、高島、上新印)	令和3年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	325ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	220ha
③後継者がいる農業者の耕作面積の合計	158ha
④地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	5ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.8ha
(備考)	

注1: ③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注3: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

75才以上の後継者未定または後継者無しの農地の農業者の耕作している農地が今後、貸出希望となる可能性が高いため、これらの農地の新たな受け手の確保が必要。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

春日地区の農地利用は、中心経営体へ集積・集約化を図るほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、320筆、249,488㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

春日地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を活用していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

水稲以外に収益性の高い白ねぎや大豆、ブロッコリーなどの生産、特産加工に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域と猟友会等が協力し、捕獲檻設置等の鳥獣被害防止に取り組む。